

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給します

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり5万円の緊急支援給付金を支給します。

■支給開始日 令和4年12月6日（火）から

■給付金額 1世帯あたり5万円

■対象者

1. 住民税非課税世帯

基準日（令和4年9月30日）において中津川市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

2. 家計急変世帯

予期せず家計が急変し、令和4年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯。

※1・2ともに、住民税が課税されている他の親族の扶養等を受けている場合は対象外

■給付手続き

1. 住民税非課税世帯

- ・市から支給対象と思われる世帯に、順次「支給要件確認書」を郵送しています。確認書の内容（振込先の口座等）、支給対象に該当することを確認し、同封の返信用封筒で返送。
- ・世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合は、申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して郵送または窓口に提出。

2. 家計急変世帯

- ・申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して郵送または窓口に提出。

■申請書 社会福祉課窓口、市ホームページから入手

■申請期限 令和5年1月31日（火）まで

■申請先 社会福祉課へ郵送または、臨時給付金受付窓口（健康福社会館3階）で申請

お問い合わせ先

市民福祉部 社会福祉課 臨時給付金室 担当者：梅村

電話：0573-66-1111（内線446・447）